

令和元年度第3回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：2019年8月23日（金）午後2時開会
場 所：WEST 19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（伊東食の安全推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第3回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健所食の安全推進課長の伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議終了予定時刻は15時30分を予定しておりますので、皆様方、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

この会議でございますが、札幌市安全・安心な食のまち推進条例第27条に基づきまして、市長の附属機関として設置されたものでございます。本日は、今年度第3回目の会議となっております。

また、委員の改選後の初めての会議となりますので、7名の方に新たに委員としてご就任いただきました。後ほどご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本来は、ここで委員の委嘱状を皆様方お1人お1人にお渡しすべきところではございますが、あらかじめ郵送により配付させていただいておりますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様方の出席状況の報告をさせていただきます。

この会議は、先ほども申しました推進条例施行規則第10条第3項の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないとなっております。ただいまのご出席の委員の皆様は15名で、委員総数20名の過半数に達しておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局のほうには関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、本会議につきましては、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例、これらの規定における非公開の要件を満たしてございませんので、従来どおり公開とさせていただきますので、ご了承ください。

また、この会議の会議録につきましても、先ほどの附属機関の要綱に従いまして、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご承知おき願います。

◎挨拶

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、開会に当たりまして、札幌市保健所食の安全担当部長の細海からご挨拶を申し上げます。

○事務局（細海食の安全担当部長） 札幌市保健所食の安全担当部長の細海でございます。

本日は、足元の悪い中、推進会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、このたびは推進会議の委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

また、市民公募委員の皆様方も積極的にご応募いただきまして、ありがとうございます。大変ありがたく思っております。

本日のこの会議の目的でございますけれども、食の安全・安心ということでございます。札幌市の食が安全・安心であるということ、これは、市民生活はもちろんのことですが、観光、あるいは、食産業、ひいては北海道の経済を支える基盤という面もございまして、極めて重要なことだと考えております。札幌市の食の安全・安心の確保のためということで、従来の行政による規制的な対応だけでは不十分であり、市民・事業者・行政の3者による連携を通じた取り組みが重要であるということで、平成25年3月に、札幌市安全・安心な食のまち推進条例を制定しました。

そして、市民・事業者・関係団体の皆様方からのご意見を広く伺う場としまして、条例に基づく市長の附属機関ということで、平成25年7月にこの会議を初めて設置したところでございます。

今回は、任期満了ということで、委員の改選を行いまして、第4期目の初の会議ということでございます。食に関連した各方面の方々を代表した委員の方々にご参加いただいておりますので、それぞれのお立場から専門的・総合的な視点で、札幌市の食の安全・安心の確保のための施策に対してご意見などをいただけることを期待しております。ぜひ活発なご議論をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員の紹介等

○事務局（伊東食の安全推進課長）　続きまして、本日は委員改選後の初めての会議でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。

こちら側の席から順に時計回りでご案内させていただきたいと思っておりますので、お名前を申し上げますと、恐れ入りますが、その場でお立ちいただきたいと思っております。

まず、藤女子大学人間生活部食物栄養学科教授の池田委員でございます。

一般社団法人札幌観光協会専務理事の今井委員でございます。

今回新たにご就任の市民公募委員の臼井委員でございます。

札幌駅総合開発株式会社営業本部サービス推進部食品衛生専任部長の江口委員でございます。

札幌商工会議所食品・貿易部門部会長の大金委員でございます。

野菜ソムリエで、フリーライターの大宮委員でございます。

今回新たにご就任の市民公募委員の川内委員でございます。

今回新たにご就任の市民公募委員の河原委員でございます。

株式会社セコマ広報室部長の佐々木委員でございます。

今回新たにご就任の市民公募委員の武田委員でございます。

スイーツ王国さっぽろ推進協議会会長の土井委員でございます。

公益社団法人札幌消費者協会副会長の行方委員でございます。

市民公募委員の牧口委員でございます。

今回新たにご就任の市民公募委員の松本委員でございます。

今回新たにご就任の一般社団法人札幌市中央卸売市場協会代表理事の勇崎委員でございます。

また、本日、市民公募委員の荒瀬委員につきましては、遅参なさる旨をご連絡いただいているところでございます。あわせて、本日欠席されておりますのが、公益社団法人北海道栄養士会札幌石狩支部長の小山委員、一般社団法人札幌市食品衛生協会専務理事の西根委員、札幌市農業協同組合経済部営農販売課長の堀口委員、今回新たにご就任いただいた北海道新聞社編集局くらし報道部次長の藤本委員の4名となります。

また、先ほどご紹介いたしましたけれども、荒瀬委員がご遅参ということでございましたが、ただいま到着なさいましたので、改めまして市民公募委員の荒瀬委員をご紹介させていただきます。

続きまして、事務局の職員もそれぞれ自己紹介をさせていただきます。

○事務局（細海食の安全担当部長） 改めまして、食の安全担当部長の細海でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（布目食品監視担当課長） 食品監視担当課長の布目と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（米森広域食品対策担当課長） 広域食品監視担当の米森でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（長野食品保健係長） 食の安全推進課食品保健係長の長野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（川西調整担当係長） 食の安全推進課調整担当係長の川西と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（坪松食品安全対策担当係長） 食の安全推進課食品安全対策担当係長をいたします坪松と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（布見主査） 食の安全推進課主査の布見と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（高田市場検査係長） 食の安全推進課市場検査係長をしております高田と言います。よろしくお願いたします。

○事務局（伊東食の安全推進課長） では、続きまして、本日の資料の確認をしたいと存じます。ご確認をいただき、不足等がありましたら事務局の者にお知らせください。

本日お配りいたしました資料といたしまして、まず、配付資料一覧と1枚物が一つでございます。それから、本日の令和元年度第3回会議の次第で、1枚物でございます。続いて、座席図と委員名簿、これも1枚ずつあろうかと思えます。それ以外に会議資料としま

して、ホチキスどめにしてありますが、札幌市安全・安心な食のまち推進条例、それと途中で施行規則2冊がホチキスどめされたものが1部ございます。そして、右肩に資料1と書いておりますカラー刷りA3判1枚物ですけれども、資料1、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案【概要版】、それから、冊子になっております第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（案）、資料3として、スライド型になっておりますが、令和元年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、最後に、大きく資料4と書いています食品衛生法の改正についてというのが本日の会議資料になっております。それ以外に、参考資料としまして、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画概要版と冊子になったものを2部、各1部ずつご用意させていただいております。皆様おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、会議の運営について、事務局から若干ご説明させていただきたいと思っております。先ほどご案内しました資料の札幌市安全・安心な食のまち推進条例というホチキスどめの資料の4枚目の第4章と書いているところです。第4章の最初に第27条と書いているところをごらんください。この会議の概要について示しているところがございますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、この本日の推進会議の設置の根拠でございますが、第27条に書いていますとおり、市長の附属機関として安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を置くということになってございます。それから、本会議の役割といたしまして、第2項の1号で、市長の諮問に応じ、推進計画及び食の安全・安心な食の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べることとしております。また、第4項では、委員として任期を2年としておりますので、今回の皆様の任期につきましては、令和元年8月1日より令和3年7月31日までの2年間となっております。

以上、この会議についての位置づけをご説明申し上げます。

2. 議 事

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、ここからは議事に入らせていただきたいと存じます。ご発言につきましては、挙手の上、お近くのマイクをご使用願います。

また、本来であれば、この議事は会長の進行によって進めていくものでございますが、現在、改選後でございますので、会長と副会長を選出していただきますまでの間は、私が進行を務めさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、本日は議題として、次第にもありますように、会長及び副会長の選出、報告事項として、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案について、2点目、令和元年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、3点目、食品衛生法の改正について、その他となっております。

早速、議題の一つ目の会長及び副会長の選出について進めたいと存じます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、条例規則に基づきますと、会長及び副会長は委員の皆様方の互選によって定めることとなっております。

つきましては、会長及び副会長についていかがいたしましょうか、皆様方からご意見を募りたいと思います。

○大宮委員 会長、副会長については、第2次推進計画の議論の最中ということもありますので、できれば池田委員に引き続き会長を、大金委員に引き続き副会長をお願いしたらどうかと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 今、大宮委員から会長・副会長の選任につきましては、前期に会長にご就任いただいております池田委員、副会長には引き続き大金委員が適任ではないかのご意見をいただきましたが、各委員の皆様方はいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、皆様方のご賛同をいただきましたので、今期の会長につきましては池田委員、副会長につきましては大金委員にご就任いただきたいと存じます。

それでは、早速でございますが、池田会長、大金副会長におかれましては、会長席、副会長席にお移りいただければと思います。

それでは、早速ですが、ここで池田会長よりご挨拶いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○池田会長 藤女子大学の池田でございます。

このたびは、会長に選出していただきまして、本当に身に余る光栄と感じております。

つきましては、皆様と一緒に安全・安心な食のまち・さっぽろの推進のために力を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 続きまして、大金副会長からもご挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

○大金副会長 札幌商工会議所の立場で出席しております大金でございます。ふつつかものでございますが、札幌市の食の安全・安心がさらに力強く発展して継続することは、札幌なり北海道の観光及び経済の発展に大変重要だと思っております。どうかお力をおかりいたしまして一生懸命やります。よろしく願いいたします。

○事務局（伊東食の安全推進課長） それでは、これ以降の会議の進行につきましては、池田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、報告事項が三つございます。

まず、（1）第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（川西調整担当係長） 改めまして、食の安全推進課調整担当係長の川西でございます。

私から、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案についてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、皆様にお配りしております資料1のA3判カラー刷りのものと、冊子になっております資料2に沿ってご説明させていただきたいと思います。

こちらの第2次計画案については、8月1日に皆様に新しく委員に就任していただいたところですが、その前の任期の委員の皆様へ、およそ1年をかけて審議をいただいて、案として現在つくっているという状況でございます。

こちらの会議の流れを口頭で簡単に説明させていただきます。ことしの4月に第1回の推進会議を行いまして、事務局のほうでご提示させていただきました素案をもって、推進会議に対して諮問ということで、案の調査審議をお願いして、私たちから推進会議の委員の皆様へお願いをした後に、調査審議を経て、7月の第2回の推進会議で、答申という形で、推進会議の委員の皆様から私たち札幌市へご回答をいただきました。その後、微調整をしたものが、この皆様にお配りしております、第2次推進計画案となっております。

それでは、この案の中身についてご説明をさせていただきたいと思います。まず、資料1の左上をご確認ください。

こちらの計画が、そもそもどういう位置づけのものになるかということについて、左上の1の画の策定の目的・位置づけのところに記載をさせていただいております。

こちらは、先ほど部長の細海の挨拶の中でもございましたが、札幌市では、安全・安心な食のまちの実現を目的として、札幌市安全・安心な食のまち推進条例を策定しております。

また、この条例の中で、この安全・安心な食のまちの実現を総合的に行うための計画をつくるということが規定されています。

こちらは現在、運用している計画が平成27年度の2015年からことし2019年度までの5カ年ということで計画をつくっております。こちらが参考資料として皆様にお配りしている冊子になっているもので、こちらが現行の計画になります。

その後、こちらの計画年度が2019年度末までということで、そちらに引き続いて新たに総合計画をつくる必要があるということで、第2次計画を策定する運びとなりました。この計画は、こちらの図にありますように、食品衛生法といういわゆる規制のための法律だけではなく、食品安全基本法、食品表示法、こういった関係の法令の考え方や、また、札幌市の全体的なまちづくりを進めていくための計画であります、まちづくり戦略ビジョンとも連携しながら、安全・安心な食のまち・さっぽろの実現を目指そうという位置づけの計画としております。

この第2次案の構成ですが、こちらは資料2をめくっていただきまして、目次をご確認ください。

目次のほうに示しておりますが、この計画案の第1章から第6章までの構成としております。第1章で、私のほうで今説明した計画の目的や位置づけ、計画期間などについて述

べております。

第2章としまして、今まさに運用をしているこの計画案の中では、前計画と呼んでおりますが、この前計画の主な取り組みとその評価ということについて、第2章で触れております。

第3章では、次期の計画である第2次計画をつくるに当たって、さまざまな社会の状況を分析し、今後の課題を抽出するということで、第3章に食を取り巻く現状と、第2次計画案における今後の課題というものを抽出しております。

第4章では、条例に基づく基本理念が計画の基本理念となりますが、基本理念とこの条例計画で目指す都市像について記載をしております。

第5章からは、各論ということで、私ども食の安全推進課以外の庁内関係課も含めたさまざまな施策について記載をしている章になります。

最後に、第6章ということで、この計画を推進するための体制、また、進行管理の一つといたしまして、指標を定めまして、こちらで進行管理をしていくということを論じるという構成になっております。

続いて、また資料1のほうに戻っていただければと思います。

計画の位置づけについては、先ほど説明したとおりでございます。こちらのA3判の資料で、おおむね今説明した資料2の目次の章構成に沿った内容にしておりますので、こちらも申し添えいたします。

一つ目としまして、この計画の目的と位置づけについて説明をしたところですが、同じような目的で、現状の計画も当然運用しているところではありますが、そちらがどのような評価であったのかということについて、2の前計画の評価という部分で記載をしております。こちらは、掲げた指標のうち、未達成の項目もあるのが現状でございます。しかしながら、基準年からの改善が見られるなど、ある程度の進捗が見られた状況でございます。市民・事業者、情報共有や意見交換など、さらなる推進が必要な状況ではありますが、前計画については、おおむね当初の目的を達成したものと評価をしているところでございます。

資料2では、こちらの評価を含めた内容について、3ページから6ページまでにこちらの詳細について記載をしていることもご報告させていただきます。

続いて、第2次計画案を策定するに当たりまして、新たな課題の抽出を行うために、先ほどの社会情勢を分析するというを行いました。

資料2の7ページをごらんください。

資料2の7ページからは、食を取り巻く現状ということで、最初に頭に浮かぶものとしたしまして、食中毒の発生傾向ではないかと思っております。

まず、一つ目としまして、過去10年で区切っていますが、国と札幌市における食中毒の発生状況について、記載と分析をしております。従前から問題になっておりますカンピロバクター、ノロウイルス以外に、近年ではアニサキスに起因する事件が特に多く起きて

いるということから、食中毒の対応の中でもこちらのよう項目が主な重点事項というふうに想定されるような結果が出てきております。

また、8ページの(2)の国における食の安全確保に係る動向というところからは、こちらは主に国の動きということで、法律・法令の動きや、制度の動きといったところを時系列で記載をさせていただいております。この中で最も大きなこととしましては、9ページの一番下の括弧の下から4行目のところで、「2018年には」から始まるところでございます。

ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、食品衛生法が昨年15年ぶりに大幅に改正をされました。それ以外にも食品表示法が施行されて、表示基準が定められるなど、そもそもの食品安全基本法ができた背景も記載しておりますが、近年で最も大きなトピックスとしては、食品衛生法の大改正でございます。これに伴って、これまで一步進んだ取り組みという位置づけでありましたHACCPが制度化・義務化されるということが、最も大きな事柄ということで、こちらのほうに記載をしております。

続いて、10ページの中ごろの「また、食に関連した社会問題として」から始まるところをごらんください。この法改正以外に、食に関連した事項としましては、近年、食品ロスの問題が社会的に注目を受けております。また、本年、食品ロスの削減を推進する法律というものも制定されておまして、これまで安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の中では、こういった環境分野の部門と連携するという位置づけにはなっておりませんが、今後はこの辺りも視野に入れる必要があるというような背景が浮かび上がってきております。

その下の(3)HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の推進というところについては、制度化について、特出しで再度説明をしているところでございます。

続いて11ページをごらんください。(4)自然災害の頻発というところをごらんください。皆様もご存じのとおり、昨年北海道で大きな地震がございまして、札幌市内は震度6弱という大きな震度が起こりましたが、実際には人的・物的な被害というものは、ほかの地震に比べると、それほど大きくないような状況ではございました。

しかしながら、全道で停電するブラックアウトが発生いたしまして、食品の流通が停止して多大な影響を与えたということがご記憶にあるかと思っております。

また、平成28年、2016年に発生した熊本の地震のときには、避難所で提供した食事で食中毒が起きるというようなことも起きております。このように札幌市においては、これまで計画の中で自然災害への対応という部分については、明記をしていなかったというところがございますが、こちらについても次期計画の中では、課題の一つとして掲げる必要があるというふうなことを、こちらに記載をしているところでございます。

続いて、12ページをご確認ください。

12ページからは、5の市民(消費者)の意識ということで、実際の皆様からご相談いただいている市民相談や、札幌市の全市的に行っております市民意識調査など、こちらに

係る内容を記載しているところでございます。

続いて17ページ、おめくりください。先ほどの12ページから16ページまでは、市民意識ということで記載をしておりましたが、17ページからは、今度は事業者意識ということで、平成30年に実施した事業者意識調査の内容について掲載をしているところでございます。このそれぞれの調査の結果、札幌市に強く求められる事項としましては、わかりやすい状況の提供が不足をしているということが、事業者からも市民からもご意見をいただいたような結果が出てきておまして、そちらをさらに強化していくということが必要であると思われる内容になっております。

続いて、19ページをごらんください。社会情勢の最後といたしましては、札幌市の食産業と観光ということで、記載をしております。

札幌市では、食に関連したイベントの開催や、食のブランド化など、こういった食の魅力の向上ということを全市的な施策というふうに掲げて進めているところでございます。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの招致を進めているということもございまして、観光都市として、国内外から注目が高まっているというふうな状況でございます。

それにあわせて、食への期待ということも大きくなっているということから、こういった食産業や観光を支える、下支えとしての安全・安心ということを展開していこうということを、こちらの(7)のほうに記載をしているところでございます。

このような社会背景を受けまして、20ページから2の今後の課題ということで記載をしております。こちらの20ページに詳細を記載しておりますが、これを要約したものが、資料1の3の今後の課題というところになります。札幌市の食を取り巻く背景ということで、分析をした結果、こちらの資料1の3の今後の課題に掲げた5つの項目について、特に注力して次期の計画の中では事業を展開していく必要があるというふうに整理をいたしました。

一つ目は食中毒対策の徹底ということで、例えば、札幌市ではイベント、または観光客向けの施設も多く存在しております。こういったところで一度事件が起きると大規模な食中毒が発生し得るというようなことが想定されます。こういった大規模な食中毒を発生させることは、観光都市としても当然マイナスになるということもございしますので、この大規模食中毒の対策の徹底を掲げる必要がございます。また、死亡事故に関しましては、毒草や毒きのこの誤食で、過去にも死亡事故が発生しております。こういった事例については、事業者側だけの指導ではなくて、やはり市民啓発にも注力していく必要があるということで、そういった内容を含めた意味として、死亡事故対策の徹底ということを掲げております。

2番目は、食品衛生法改正への対応です。こちらは法改正ということで、当然、札幌市のほうでも、法に沿った対応をしていく必要がある事項ではございますが、その中でもHACCPの制度化、こちらについてスムーズに事業者のほうに対応できるようにということで、食品衛生法改正の対応ということも重要なトピックスとして掲げております。

3番目としましては、自然災害への対応ということで、これまでの計画では掲げていなかった項目ということで、食の分野においても、自然災害への対応に係る事項を行うという意思表示という意味を含めて、こちらを重点課題ということで掲げています。

4番目は、先ほどの事業者・市民の意識調査の結果ということで、わかりやすい情報の提供は現在も行っているところでございますが、こちらをさらに強化をしていくということです。

最後に、五つ目といたしましては、安全・安心から支える札幌の食の魅力の向上ということで、観光施策というものを下支えする分野として、食の安全・安心の面から、さまざまな施策を支援していこうということを、前計画を運用した後の今後の課題ということで掲げたところでございます。

これを踏まえまして、新たな課題に対応する計画へと第2次計画案の中で改定していくという流れ、運びにしているところでございます。

続いて、資料1の右上をご確認ください。4の基本理念と目指す都市像というところがございます。こちらの右上に記載している事項については、これは条例でそれぞれ規定をしている事項になります。目指す都市像、こちらは安全・安心な食のまち・さっぽろを目指すための条例ないし、計画であるということで、その条例がイメージする都市像がどういったことかということが、こちらに掲げているような6項目になります。

また、それを目指す上で、基本理念としまして、上に掲げている五つの項目を刻みながら、下の六つの目指す都市像を実現するため、さまざまな施策を展開していくというような内容・構成にしているところでございます。

こちらの基本理念やその施策体系については、それぞれ資料2の中でも記載させていただいております。

資料2の22ページをご確認ください。こちら22ページのほうに、前計画から引き続きのものでございますが、この計画に基づいて、さまざまな施策を展開する上での基本理念や、その結果として、どういったまちづくりを目指すのかという安全・安心な食のまち・さっぽろのイメージというものをこちらのほうに記載をしているところがございます。

こちらは、基本方針という位置づけで呼んでおりますが、この計画を推進するに当たっては、札幌市単独でやることもございませぬし、事業者単独でやるということでもございませぬ。また、市民も札幌市と事業者が行っているものをただ享受するだけではなくて、札幌市と市民、事業者の3者で連携・共同して、まちづくりを目指そうということを最も重要な理念ということで掲げているものでございます。

この理念に従って、各論ということで、資料1に戻っていただきますと、5の施策というところで、それぞれの施策を展開するという構成にしております。この5の施策のところでは、基本施策をそれぞれ掲げまして、それにぶら下がる形で、より詳細な事業について明記している構成にしております。

この施策の体系でございますが、先ほど4のところ目指す都市像を掲げましたが、こ

の都市像を半分に分けまして、それぞれ三つずつの都市像を実現するための施策目標を掲げて、その下にいろいろな施策がぶら下がるような構成にしております。

まず、目指す都市像のうち、一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動をしている。食品の生産から消費までの安全管理がはかられている。こちらの三つを体現するための目標といたしまして、誰もが食の安全の確保の主役となる街というものを掲げております。

また、それにぶら下がる施策といたしまして、基本施策の1から4を掲げまして、基本施策の1としましては、生産から販売までの安全確保、いわゆるフードチェーンの安全確保と呼んでおります。2番目としましては、事業者の自主的取り組みの促進、3番目の危機管理体制の強化・充実、4番目としまして、食品等の安全に関する学習で、こちらの四つの基本施策、施策目標Iを体現するための施策というふうに整理をしております。

次に、目指す都市像に戻っていただきまして、そのほかの三つということで、市民・事業者等の間で、食に関する信頼関係が築かれている。食の札幌ブランドに安全・安心の付加価値がついている、市民や観光客が安心して食を楽しめる、こういった目指す都市像を体現するための施策目標として、食の安心と魅力あふれる街というものを掲げております。

それをそれぞれ体現するための施策といたしまして、基本施策の1と2というものを掲げさせていただいております。基本施策の1の相互理解の促進の部分でございます。こちらは、例えば、事業者が衛生管理をしっかりしていることを知ることで、消費者の安心が高まり、魅力につながるということから、相互理解を促進するというものを一つ掲げております。

また、魅力の一つでございます食産業や観光の振興への寄与ということも目指す都市像に近づける施策ということで、掲げているところでございます。

この目指す都市像と施策目標とそれにぶら下がる基本施策の体系図をよりわかりやすくしているものとして、資料2の25ページ、26ページをごらんください。

こちらは、今ご説明させていただきましたイメージの内容でございますが、このように安全・安心な食のまちを、それぞれ真ん中で分けまして、それぞれを体現するための施策というような構成に整理をしているところでございます。

続いて、施策の各論について、こちらは、第2次計画の中で、新規でやったような項目、もしくは追加強化した項目について、主なものをご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2の30ページをごらんください。

真ん中の「オ」のところに、（新規）市内事業者の把握強化というところを記載しております。今回は、法改正に伴いまして、これまで許可の対象でなかった事業者についても、届け出をさせるという制度が始まります。それに伴いまして、これまでは行政の側で十分に把握できていなかった食の関連事業者についても、把握を強化する必要があるということで、こちらは新たに掲げているものでございます。

続いて、32ページをごらんください。

32ページの中ごろに施策3の食品表示法に基づく表示の徹底というところを記載しております。これまでは、施策1のフードチェーンの安全確保の1項目として表示について触れていただけでしたが、来年4月から食品表示法に基づく表示基準、この加工食品の表示基準というものが施行されるタイミングとなりましたので、この計画の中でも改めて項目出しをして、市のほうでも重点的にやっていくということで、新たに記載をしているのでございます。

続いて、33ページの施策4の国、関係団体、機関との連携をごらんください。

その中の「ア」新規広域連携協議会との連携ということで掲げております。こちらは、法改正に伴いまして、国が主導で、関係機関、国、都道府県等、こういったところが広域的な食中毒等が発生した際に、連携してより迅速に調査等をできるように、日ごろからそういった連携を強化するためということで、こういった連携協議会を設置するということが、法改正に伴って、こちらは既に設置されている状況でございます。それをさらに連携し合っていくということで、33ページに新規事項ということで追加をしております。

続いて、35ページをごらんください。

基本施策2の事業者の自主的取組の促進の項目でございます。

その中の「ア」新規ということで、制度化による衛生管理の徹底ということを掲げております。これまでは、プラスアルファの事項であったHACCPに関する取り組みが、食品衛生法の改正によって制度化・義務化されるということで、こちらを事業者と連携をしながら、衛生管理を徹底していくということを新たに項目として追加をしております。

続いて、41ページをごらんください。

基本施策3の危機管理体制の強化・充実の中で、41ページの施策4ということで、災害発生時の食品安全確保対策という項目を新たに追加しております。

続いて、45ページでございます。

施策4の食品等の安全性に関する学習ということで、食の安全・安心について、市民にいろいろな知識などを深めていただくための施策を掲載している基本施策ですが、その中の施策4の市民の自発的取組の促進という中に、「ウ」として、フードロスの関係事業との連携ということを新たに記載しております。

以上が施策目標Iとして掲げた中で、今回の中で新規で追加もしくは強化した項目になります。

続いて、46ページからは、施策目標IIの各論について掲載をしております。

この中では、施策1の情報の発信となっているところの「ア」のホームページや情報誌等による情報提供というところでございます。こちらは、これまでもさまざまな広報媒体を活用して情報発信をしているところでございますが、さらにSNS等を活用した情報発信というような文言を新たに追加しているところでございます。

続いて、47ページの一番上の「ウ」のところでございます。課題の一つであります、わかりやすい情報の提供を行う場として、食のイベントというものも第2次計画の中でも

活用していくということで、「ウ」のほうに記載をしております。

また、新規の事項ということで、「エ」の大型商業施設を活用した情報発信で、多くの方が訪れる大型の商業施設と連携をして、パネル展等を実施していくということを新たに掲げているものでございます。

そのほか、継続して行うような事業として、市民向け講座や、市民交流事業というものを、この後のページで掲載をしております。

最後に、50ページをご確認ください。

施策目標Ⅱの基本施策2の食産業・観光の振興への寄与について記載をしております。こちらは従前から行っていることではありますが、観光向け施設、イベント対策というものを、「ア」として今回は新たに章立てをして記載をしております。

続いて、51ページをごらんください。

真ん中にある施策3の食のブランド力向上に係る施策といたしまして、「イ」の観光客向け施設、イベントにおけるアレルギー情報・外国語対策、また、それに関連する事項として「ウ」の食の安全・安心おもてなしの店推進事業を主だったものとして記載をさせていただいております。第2次計画案に関する各施策については、以上のような構成となっております。

最後に、こういったさまざまな施策を展開する上で、どのようにして推進状況を確保するかということで、資料1の左下の6の推進体制と進行管理というところをごらんください。こちらに、まさに今、皆様にご出席いただいているこの推進会議、また、町内の関係課と会議を行うような体制にしておりまして、このようなところで、情報発信・情報共有をしながら、推進体制の維持に努めるというようなことを記載をしております。

また、進行管理の一つといたしまして、この計画に係る指標というものを掲げております。そちらが、この資料1の右側のものになります。それぞれ施策目標Ⅰと施策目標Ⅱにぶら下がる項目として、全部で9項目掲げております。施策目標Ⅰのほうを見ていただきますと、食中毒に関する項目として、大規模食中毒事件の発生件数が0件など、発生件数や死亡者数といった項目は、これまで掲げていなかったのですが、今回の案の中で新たに掲げております。

また、事業者の自主的取り組みに係る項目ということで、実務者講習会という許可を取得した事業者が知識向上等を行うために受講する講習会という制度がございまして、そちらの受講率を掲げております。

さらに、市民に係る項目ということで、食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合と食育ボランティア数を掲げております。

続いて、施策目標Ⅱにつきましては、食の安心と魅力に係る指標ということで、まず、情報発信に係る部分で、イベント等における情報発信のPR回数や札幌の食のイメージということで、安全・安心と回答する割合を調査、監視指導に係る項目ということで、観光客向け施設・大型イベント等の監視件数、食の安心・安全おもてなしの店登録件数という

ことで、案として掲げているものでございます。

以上が今の任期の皆様の前々の任期の推進会議から、札幌市への答申案ということでした。いただきました第2次計画案に関する説明でございました。

私の説明は以上になります。

○池田会長 事務局からも説明がありましたけれども、ただいまの第2次推進計画案は、前期の推進会議で審議していただいて、推進会議から市長宛てに答申させていただいたものでございます。

新任の委員の皆様には、初めて聞く内容なのでわかりにくい箇所があったかもしれませんが、それを含めまして、何かご質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○臼井委員 臼井と申します。

ちょっと言葉の理解でわかりにくい部分があるので、質問をしたいと思います。

特に22ページです。2ページも関係しますが、一番わかりにくい表現だと思ったのが22ページですが、これは前の会議でどのくらい話されたのかが、ちょっとわからないのですけれども、先ほどの安全・安心な食のまち・さっぽろのイメージということで話されていた内容で、22ページの下から2行目に食の札幌ブランドに安全・安心の付加価値がついているというふうに書かれています。一般的に付加価値というのは、例えば、商品のデザインであるとか、ブランドであるとか、いわゆる本質価値に対して、さらに付け加えた価値を一般的には言います。マーケティングなどです。ここでは、食品の安全・安心というのは、付加価値ではなくて、私の理解では本質価値で、基本的な価値だろうということで、そこがちょっとわからなかったものですから、どのぐらいの考えで付加価値を書かれているのかというのがちょっとわかりませんでした。

○事務局（川西調整担当係長） 事務局でございます。

この付加という部分については、正直なところ、これまでの会議の中ではディスカッションをしていない状況でございます。

ただ、安全・安心がなぜ付加価値かというところについてですが、この食の安全・安心ということについては、特に一消費者としては、至極当たり前のことで、守られていて当然というようなものであるとは、事務局でも考えております。

しかしながら、それが必ず担保されていて、ここで食べれば大丈夫かというふうに、それを、声を大にして言えるような状況かというのと、必ずしもそういう状況ではないと考えられます。

札幌市としては、札幌市の食品は安全・安心ですよととうたうことで、外から見ても、札幌市の食品はおいしいだけではなくて、安全なのだ、安心なのだと思ってもらえるような、そういったものが付加価値になるのではないかという考えから、こういう表現にさせていただいているところでございます。

○臼井委員 それであれば、付加という言葉は誤解が生じる気がしますので、特に付加と

いう言葉をつけなくてもいいのではないかと思います。

ちょっと例が悪いですが、中国のある雑多な町で、何か食べ物を食べに行くときに、ここは絶対なのだよというのであれば、それが安全・安心だったら付加価値だろうと思うのですが、基本的には、札幌の食というのは、まずは安全・安心だろうというのは、基本的に思っていることであって、そこにそれが付加であるというようなのは、ちょっと私の感覚では、わかりにくかったと思います。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 事務局でございます。

先ほどの説明の補足になりますけれども、臼井委員のご指摘のとおり、食品の安全・安心というのは、付加価値というよりは、本質価値であるというご意見もごもっともだと思っております。

今回のこの計画の中では、大きな基本の柱を二つつくってございまして、一つは安全・安心ということ、もうひとつは食産業の振興という部分がございます。

そういう意味で言いますと、いわゆる食を観光資源として、国内外の方々からお客さんを呼ぶというときに、国内外の皆様の札幌の食に対するイメージはどんなものかというのを把握したときには、おいしい・新鮮というものがメインであったという意味で、我々は、食観光の振興というところを視点を捉えますと、おいしい・新鮮だけでなく、安全・安心という、住んでいる者からすると本質価値かもしれませんが、お客様をお招きする上では、おいしい・新鮮以外にも、安全・安心なんです、札幌に来たら安全・安心でご飯が食べられますよというものを、そういう視点で付加という言葉を使わせていただいたというところでご理解をいただければと思います。

○池田会長 当然、安全・安心は本質ですけれども、何もしないと危険なわけで、安全・安心をつくりあげるという意味で、当然ではありますけれども、付加という形で、さらに加えるということですね。

○牧口委員 牧口と言います。私も昨年からやっていて、一応は、わずかでもかかわっていた者です。おっしゃることはよくわかりますけれども、例えば、HACCPをやろうということは、通常の営業許可をとって、生産して皆さんやっているわけですから、それがごく普通で、さらに、それにHACCPを入れようという考えというのが、私にすれば、付加価値ではないかという気がします。

それがどの程度のことをやろうとしているのかというところが、私どもも十分理解できていないこともありますけれども、そういう意味では、私としては、さらに、より高いレベルのもの、より安心できるものというふうに考えると、付加価値という意味は理解できるのかなというふうには捉えています。

○池田会長 よろしいでしょうか。

○臼井委員 そういうターゲットが、伝える相手と観光みたいなところを考えると外国人ということであればよろしいですが、何かのときにひょっとしたら誤解を与えかねないというのは感じました。

わかりました。

○今井委員 せっかくの機会なので、ちょっと1点、もっと詳しい情報がわかれば教えていただきたいなというのが、51ページの施策3の主な事業等の「イ」の部分で、新規事業として、観光客向け施設、イベントにおけるアレルギー情報・多言語対策という項目が出ておりますけれども、こういう項目は、大変中身的に、ぜひやって欲しい項目だと私は思っていますが、現時点で、こういう形で今、市役所内で計画していますというより、ちょっと詳細な情報があれば教えていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

特に、メニュー情報というのは、いろいろなメニューがある中で、どういう形で多言語情報を考えているのかという点と、また、観光関係事業者というのは、かなり幅広くあるわけで、そうした中で、例えば、観光関係事務所の中でも、こういう分野の事業者に対して、語学講座というのでしょうか、こういうものを考えているという計画案みたいなものをもし把握しているのであれば、教えていただきたいと思います。

○事務局（川西調整担当係長） 事務局でございます。

まず、ここに記載している中で、アレルゲンの部分については、食の安全推進課のアレルゲン・ピクトグラムを活用して普及啓発することで、アレルギー情報の発信をしていくということを想定しております。多言語という部分については、当方の経済局で、行う予定の事業ということで、実際に事前調査の段階でいただいたものでございます。しかしながら、細かな計画の部分や事業内容の詳細については、今、資料を持ち合わせておりませんので、情報がいただけたら、別途、情報提供をさせていただければと思います。

○臼井委員 もう一つだけ、言葉の理解がいかないところがありますので、ご質問させていただきます。56ページです。

特に、この計画確定直前に時点修正するということがあるのですが、項目として、真ん中よりしたあたりに、イベント及び情報誌における食の安全・安心情報のPR回数（延べ回数）と書いてあります。このPRというのは、パブリック・リレーションズだと思いますが、PRというのは、これは実際にこちらサイドで行うPRのことを指し示しているのか、一般的にはPRと言いますと、この情報誌等が、実際に情報誌が主体となって取材をしたりして、情報誌に書くこと自体をPRというふうに一般的には言われています。ですから、これは自らが行うPR活動だと言っているのか、あるいは、目標として、例えば、O. t o n eとか、そういう雑誌に書かれるPRのことも含んでいるのか、その辺がちょっとわかりかねますので、お答えいただければと思います。

○事務局（川西調整担当係長） こちらで想定しているPRの部分については、札幌市から行う事業の中でのPRということで想定して記載しております。

○臼井委員 それでは、札幌市が行うのですから、目標値は自分がやればできますね。違いませんか。その辺はどうでしょうか。

○事務局（伊東食の安全推進課長） ご指摘のとおりでございます。進捗管理に使う指標というのは、幾つかの分類がありまして、例えば、アウトプット指標という何かをやっ

たことで結果を得られる指標もありますが、今、臼井委員がご指摘のとおり、今回のPR回数については、札幌市が行うものでございますので、札幌市で言うところの札幌市が行政としてどのような活動をするのかという活動指標という位置づけの中で指標化させていただいているところでございます。

○臼井委員 ありがとうございます。

○行方委員 先ほどのご意見に戻ってしまって申しわけございませんけれども、51ページに新規として、主な事業等の「イ」です。私は、アレルギー情報について、もっと積極的に普及していただきたいと思っています。

数年前にチ・カ・ホで、ピクトグラムの表彰式を見せていただきました。そのときに優勝した方は四国の40代の男性で、賞金が40万円で、すごいなと思いましたけれども、そのときに札幌市の国際大学の学生の女性3人組ぐらいでピクトグラムを出していて、これもかわいいもので、とてもわかりやすかったです。札幌の人が1位になってほしいと思いましたが、残念ながら、四国の男性が当たってしまいましたけれども、とてもわかりやすいカニだったらカニの絵がついていて、卵だったら卵の絵がついたりして、とてもわかりやすかったです。その発表があったのが数年前でした。

それが、札幌を歩いていても、レストランに入っても、見ることは1回もありません。私は外食が好きで外食をするのですが、あんなにかわいいものができるのに残念だと思っておりましたが、今回、新規で掲げられたことに大変喜びを感じております。どんどん普及していただきたいと思います。

○池田会長 ほかにないようでしたら、次に移りたいと思います。

報告事項の2番目、令和元年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（川西調整担当係長） 引き続き、川西から説明させていただきます。

令和元年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業についてということで、先ほどの計画の中で、主に私のほうで担当している事業の状況など、進んでいるものもございまして、そちらについてご報告させていただきたいと思います。

資料3をごらんください。

まず一つ目としましては、現状の計画の中では、さっぽろHACCPの認証継続数を指標として掲げております。そちらの認証継続数が321施設ということで、今年度末までの目標を大きく超えている状況でございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、さっぽろ食の安全・安心推進協定事業でございます。先ほどのさっぽろHACCPと同じく、事業所の自主的な取り組みを推進するための事業という位置づけで行っているものでございます。この推進協定事業につきましては、食の安全・安心に係る項目をマイ・ルールということで掲げていただきまして、協定という名前がついておりますが、どちらかというと宣言に近い事業で行っております。こちらも目標値ということで累計500件と掲げておりますが、これまでのところ、499件と

ということで、こちらも年度内に達成はできる状況でございます。

続いて、その下のさっぽろ子ども食品Gメンの体験事業でございます。こちらは、先ほどの計画の中では、基本施策4の食品等の安全に関する学習ということで、市民の皆さんに食の安全・安心について知識を深めていただいて、それから興味・関心を持っていただくことを目指す施策の中の一つということで行っているものでございます。

今年度については、第1回と第2回を中央卸売市場のほうでご協力いただきまして開催をさせていただきました。それぞれ定員が15組30名で第1回、第2回とやっていますが、残念ながら体調不良等により欠席された方もいらっしゃいまして、参加状況はこちらのようになっております。

続いて、めくっていただきまして、右上の実施状況ということで、写真でご紹介させていただいております。こちらの写真では、子どもたちに水産物の競り売りをしているところに降りてきてもらいまして、食品衛生監視員が放射温度計という温度計を使って魚体の温度をはかっているデモンストレーションをしているのですが、実際に子どもたちに放射温度計を使って温度をはかってもらいました。この右側については、サーモグラフィーを使って、可視的に温度が見えるという機械で、これも実際に監視指導のときに活用しているものでございますが、こういったものを体験していただきました。下側の部分は、微生物の検査のデモンストレーションと、その右側は、ブラックライトに当てると光る物質の入ったローションをつけてもらって、実際にどのぐらい手が洗えているかというのを見てもらう手洗いチェッカーというものでございますが、このあたりのものを体験していただきました。

子どもたちは、機械の使用、手洗いの実習などを通じて、自分たちの手がすごく洗いづらいということや、食品衛生監視員が普段どんなことをやっているのかということ等を学んでいただく機会ということで、今年度も好評のうちに終えることができたものでございます。

その下は、食の安全・安心モニター制度でございます。

こちらにも、安全性の学習という一面で位置づけしているものでございます。今年度は29名の公募のモニターと1名の学生の食育ボランティアさんに参加していただいております。第1回の調査がちょうど終わってまとめているところですが、30名の委員から114件のご報告をいただいております。実際に、指導対象ということで、そのうちの9件が上がってきているところでございます。

次のページをめくっていただきますと、今年度の実施状況を記載しております。

市民モニター事業については、年度の最初に委嘱式と最初の研修を兼ねて研修会を行っておりまして、そのときの様子でございます。座学のほかにグループディスカッションなどをしていただきながら、モニター同士の親交も深めていただくということで行っております。

その下に行っていただきまして、さっぽろオータムフェストへの出展事業でございます。

現状の計画の中では、事業者の自主的な取り組みを推進する事業ということで、さっぽろHACCPや協定事業、食の安全・安心おもてなしの店の推進事業などを行っております。そちらにご登録いただくメリットの一つとして、より多くの方が集まる場所で事業を多くの市民や観光客の方にも知っていただきたいということで、オータムフェストの4丁目会場に出展ブースを構えて、参加事業者のほうに出展していただくという事業を平成28年度から行っております。今年度については、さっぽろHACCPとおもてなしの事業者が、それぞれ1事業者ずつ出展をしていただくよう、現在は最終の調整をしているところでございます。

次に、めくっていただきまして、右上のところが昨年度の実施状況ということで、昨年は地震の関係で会期が1週間ほど短くなってしまいましたが、協力していただいた事業者に出展していただいたものでございます。

また、会場内に事業周知用のパネルブースなども設けまして、そこにパンフレットなどを設置して、想定よりも多くのパンフレットがはけていくということで、こういった多くの方が訪れるイベントでも、食の情報について、情報収集していただく場として活用ができていくというような状況でございます。

その下にパンフレットを示しておりますが、こちらは今年度のもので、もう間もなく印刷が刷り上がるものでございます。こういったパンフレットを会場で配布して、各事業者の普段の取り組みや、札幌市の取り組みというものをちょっと注文して待っている間などに見ていただくというような位置づけで、パンフレットをつくって配布しております。

続いて、おめくりいただきますと、市民交流事業を記載しております。

こちらは、今年度はこれから実施予定ということで、市内の農場と飲食店で、それぞれ食の安全・安心に関する取り組みについて、農場なり飲食店の方から参加者にご説明をしていただきまして、さらに意見交換をしてもらって相互理解を深めてもらおうという位置づけの事業でございます。それぞれ第1回と第2回をこのような予定で行います。

第1回については、市民モニターの方で、市民モニターとして長年参加している方もいらっしゃるしまして、こういった方々の知識などを深めていただく場として、市民交流事業を活用しようということで、昨年度と今年度に行う予定としております。その下が昨年度の実施状況ということで、お時間が迫ってまいりましたので、詳細は割愛させていただきたいと思います。

続いて、おめくりいただきますと、食のまち・さっぽろフェストという地下歩行空間で行っているイベントでございます。こちらの事業は、私のほうで担当している事業の中では、情報発信・情報共有、また、そもそもふだんは興味・関心がない層に、興味・関心を持ってもらって振り向いてもらえるきっかけづくりになるということを非常に注力しております。その場として、地下歩行空間を活用したイベントを近年行っております。

右上は、昨年の宣材ということで、チラシとパンフレットになります。その下は、今年度はこういった場所でやろうと思っておりますという会場図です。来年の2月に開催予定と

ということで、現在、調整を進めているところでございます。

さらにおめぐりいただきますと、前回の実施状況を掲載しております。これでイベント自体がどういうものかということが、イメージできるかなということで、掲載させていただきました。大きく分けますと、イベントの中では、実際に参加者に手を動かして、考えて、体験してもらって、知識を深めてもらう、または、そもそもの興味・関心を深めてもらうということで、参加体験型のプログラムを盛り込んでおまして、今年度もこういったプログラムは盛り込みたいと考えているところでございます。

二つ目は、メインステージでのプログラム例です。

こちらの地下歩行空間という会場は、そもそもただ通るためだけに通っている場所というか、どこかの目的地に向かうために通っている場所が圧倒的に多い場所でございます。こういった方々をイベント開催中にいかにつかまえるのかということに重きを置きまして、特にターゲットとしている若い層の方々に会場に足を運んでもらえるようにということで、パフォーマンスのようなステージを行っております。

また、先ほどのマイ・ルールを決めてもらうと言っていた協定で、こちらのまず締結式というものを、イベント・プログラムということで組み込みまして、参加してもらう事業者についても、より参加してよかったと思えるようなものをプログラムの中に盛り込んでいるところでございます。

さらに、右上のほうをおめぐりいただきまして、最後に出展ブースということで、やはりどのような事業者が保健所と一緒に安全・安心に取り組んでいるのかということ顔を見えるところで感じていただくというのが、最も参加者にとっては、印象深いと考えまして、出展するブースを設けております。ここまでが、チ・カ・ホのイベントのものになります。

次に、食の安全・安心おもてなしの店の推進事業でございます。

こちらについては、衛生面の優れたお店で、先ほどちょっと行方委員のほうからもございましたが、飲食店等のアレルギーのメニュー表示というのは、義務化はされていませんが、こういったものを積極的に取り組みとして行っているような飲食店などを登録して、市民の皆さんにも知ってもらうということを行う事業でございます。

現時点での状況ということで、こちらに示したとおりとなっております。

最後に、指標の進捗状況ということで、こちらに示したとおりとなっております。第2次計画に引き続き、こういった安全・安心の食のまち・さっぽろの実現を目指して、各種事業を展開してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大変駆け足になってしまいましたが、以上、安全・安心の食のまち・さっぽろ推進事業の実施状況と今後の計画と予定でございました。

○池田会長 ただいまの説明について、何かご質問があれば、ご発言いただきたいと思います。

○河原委員 チ・カ・ホのイベントのときに、このイベントに限らずですが、例えば、北

3条交差点広場という地図がちゃんと載っているからいいですけども、ほかの行事やイベントのときに、そういうふうに書かれてもびんとこないところがあります。個人的にチ・カ・ホを利用するときは、何番出口などの表記を結構頼りにしていて、例えば、北3条交差点広場が何番と何番の間にあるというふうに知らせていただくとわかりやすいと思っています。そういうふうになっていったらいいなと思っています。

○池田会長 ぜひパンフレットなどの作成の際にそのあたりを考慮させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにないでしょうか。

○武田委員 武田と申します。

今、私の家には7歳の子供がいますけれども、子ども世代に対しての伝わり方で、今のこのPRの資料を見せていただいて思ったことです。

学校から配られるお便りやGメンの募集などを見ても、周りで参加している子が少なく、お便りを先生が配る前に読んでくれますけれども、しっかり読んでいるかという、やはり物足りない部分があります。

お便りやパンフレットなどを見ると、低学年の子どもには、ちょっと難しい文字が多く、難しいことが書いてあるのかなと思って敬遠してしまう部分があるので、低学年の子が読み始めれば、6年生になっても、きっとおもしろい記事だと思って配られてからも読むので、例えばですけども、夏休み前におなかが食中毒で痛くなって、大事な用事が行けなくなったらどうするみたいな感じで、本当に幼い表現かもしれませんが、そういったきっかけで読むフリーペーパーのようなお便りが来るといいなと思っていました。

また、Gメンのほうは、私もちょうど日程が合わなくて、ことしも応募できませんでしたが、子どもがたくさん札幌にいて、26名くらいでしたら、もっといろいろな子に体験してほしいなという思いがあります。今、関東のお友達ですと、職業体験、大きなキッズニアという施設があるのですが、そういった実際に管理している方の横について見に行く、あるいは、コンビニエンスストアさんなどの協力で、こういう管理をしていて、こういう食にこだわっているものをつくっている場面などを見られるような、そういう大きくくくれば職業体験というようなものを、きっと今のお母さんであり、子どもたちは求めているのかなと思い、もっとそういう機会があるといいなと思いました。

小学校は、時間の授業数が厳しくて、そういう枠はないと思いますが、例えば、児童会館など、たくさん子どもがゆとりを持って過ごせるような放課後に、PTAの活動の中に入れるなど、そうするとたくさん子どもや保護者が参加して、知識を深めていける機会になるのではないかと思います。

具体的過ぎて申しわけないですが、そんなふうに思っていたので、お伝えしました。

○事務局（川西調整担当係長） 参加人数については、これからもより拡大できればなどというところではございますが、協力先のキャパなども考えながら、参加人数については今後検討していきたいと思っております。

また、子ども向けの情報発信というところですが、現状では子どもGメンの体験事業というところに重きを置いておりますので、今後、そういった情報発信をする際に、子どもにもよりわかりやすい表現に努めるとか、子ども向けの施設へのそういった情報発信への協力依頼をしていくということについては注力していきたいと考えております。

○佐々木委員 コンビニエンスストアという言葉が出ましたので、1点だけお話しします。私も店舗で企業としての取り組みとして、次世代育成という取り組みがありまして、店舗のほうで、店舗見学または職業体験というフレームの中で、実際に学校の先生からホームページで申し込めるようになっていきますので、ホームページを通じて申し込んでいただければ、最寄りの店舗を紹介して、そこでお子さんたちが職業体験や店舗見学ができるような仕組みがありますので、ご興味がありましたらぜひご利用ください。

○池田会長 ほかにご質問はありますか。

○今井委員 今年度も食のまち・さっぽろフェストを予定されているということで、今の計画案にも出ていましたけれども、最近、日本全体でSDGsの取り組みが進んできていると思っておりますが、そういう取り組みもさっぽろフェストで可能であれば、直接的には保健所の安全・安心からは幅が広がって、恐らく違う部局になると思っておりますけれども、そういうところともぜひ連携をしていただいて、市民向けのPRといたしますか、そういうこともぜひ検討していただければと思います。

○事務局（川西調整担当係長） チ・カ・ホのイベントについては、食の安全・安心ということで、私たちのほうで行っているものは、当然PRしているところではありますが、関連するところということで、**庁内**のさまざまな部署と連携をしながら情報発信をしているところでございます。

今年度につきましては、まさにそういった部門も次期計画の関係で、これまではそれほどお声かけすることはありませんでしたが、次期計画の策定の中でいろいろとお話しする機会がふえておりますので、ぜひお声かけをしていきたいと思っております。

○池田委員 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

3番目の報告事項ということで、食品衛生法の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長野食品保健係長） 食品衛生法の改正ということで、食の安全推進課食品保健係の長野から説明させていただきます。

一部、計画にも反映されているということで、既に川西のほうから説明させていただいた事項もございまして、概要ということでお話しさせていただきます。

平成30年6月13日に改正食品衛生法が公布されております。現段階では詳細なスケジュールや内容など未確定な部分が多いものですから、こちらのほうは、また決まっていき次第、情報提供をさせていただいたり、ご案内をさせていただいたりというふうを考え

ているところでございます。

めくっていただきまして、この改正の主な背景として、先ほども説明がありましたとおり、前回の法改正から15年が経過して、いろいろな食を取り巻く環境が変化したこと、それから食中毒患者数が下げどまっているということ、そして、来年、東京オリンピック・パラリンピックがあるということで、国際的な世界規模の大会を迎えて、日本の食生活の食品衛生の管理レベルを上げようということで、食品衛生法の改正に至ったところでございます。

主な改正事項とスケジュールですけれども、ことしは既に、4月1日から広域的な食中毒事案への対策強化が始まっております。

また、大きなところとして、来年の6月までにHACCPに沿った衛生管理の制度化、そして、再来年の令和3年6月までに営業許可制度の見直し、届け出制度の創設というところが特に大きなものとして予定されております。

改正の内容から、安全対策の国際的な標準化、そして、基準・事務処理の全国一律化、これまでは地方自治体で考え方に沿いながらやっておりましたけれども、全国の標準化を図るということです。そして、事業者・事案の把握強化ということで、届け出制度という部分がそうですが、これまでに特段把握されていなかった事業もあるということで、把握強化というものが今回の法改正の方向性ではないかと考えております。

HACCPに沿った衛生管理の制度化について、そして、営業許可届け出制度の見直し、届け出制度の創設という部分につきましては、恐れ入りますが、資料をご確認していただければと思いますけれども、簡単に申し上げますと、HACCPに沿った衛生管理の制度も2種類ございます。HACCPに基づく衛生管理、そして、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理ということで、大規模な工場のほうはHACCPに基づく衛生管理のほうで、飲食店など小規模な事業者さんのほうは考え方を取り入れた衛生管理というような形で今後、進めていくことになろうかと思っております。

また、営業許可制度の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまで把握できなかった事業者さんも、届け出制度によって把握していったら、必要に応じた指導ができるようにというような、そういった流れになっております。

非常に駆け足の説明になってしまいましたけれども、厚生労働省のホームページに食品衛生法の改正についてのページもございますので、お時間がございましたらこちらもごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池田会長 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問があればご発言ください。

○江口委員 札幌駅総合開発の江口と申します。

札幌駅総合開発という会社名を言ってもわからない方が多いと思いますが、札幌駅でESTA、paseo、STELLAR・PLACE、APIAを運営している会社でございます。この中で、食べ物を扱う店が200店以上ありまして、国が目指しているHAC

C Pの導入ということについて、はらはらしているところではありますが、実は、国の政省令が夏前までには出るということを知っていましたが、既に秋も近くなっています。政省令が出るのがおくらしている理由について、何かわかる情報があればお教えいただきたいと思えます。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 今のご質問は、食品衛生法のH A C C Pというのが今回義務化される中で、細かい決まりを定めるという政省令というのが、夏には出るという話だったということでのご質問になりますが、厚生労働省では、予定がおくらしていました、委員のご指摘にありましたように、いまだに出ていないところです。

ただ、9月9日にその説明会の開催を予定されているということですので、9月か10月、もうそろそろ出てくるのではないかなというふうには、予想しているところではございます。

また、遅れている理由について、特に厚生労働省からの情報はなく、例えば、何かいろいろな問題や課題があって調整が難航しているなどの情報も入ってございませぬので、特段の理由については聞き及んでいないというのが実情でございませぬ。

○池田会長 ほかにございませぬか。

○牧口委員 今のお話に関連しますけれども、先ほどの議論の中でも、食の安全・安心の付加価値ということについては、H A C C Pというものが一つあるのではないかということをお話ししたと思えます。

そう考えると、確かに国のほうの動きはわかりますけれども、札幌市としてH A C C Pを進めていこうという考えが当然あるわけでしょうし、そうなると、そもそもH A C C Pの理解ということが毎度のお話になりますけれども、そういうことを考えると、もう少し何らかの動きがあってもいいという気がしています。具体的な制度についてのお話はできないにしても、そもそもH A C C Pとは何なのかというところは、それだけを掲げても皆さんなかなか理解できないと思えますので、さっきの子どもたちに対する説明も含めて、もっと基本的な衛生管理の大事さなど、札幌市としての付加価値の高い食の安全・安心というものを出せたらいいのにといい気がしますし、そういうものを、できるかどうかは別としても、できれば本当はこういう場でもっとお話することが、この辺のところの会議の一つの価値という気がします。

いろいろと抱えていることが多いと思えますけれども、できれば、そういうところの国との兼ね合わせなどがあるかもしれないので、そういうところにひっかからない程度で知識の普及などをされたらいかかと思えます。

○事務局（伊東食の安全推進課長） H A C C Pにつきましては、いわゆる製造業や飲食店、営業施設の自主管理の一つの手法ということですので、まず、営業施設の方々がH A C C Pをしっかり理解していただき、実践できるような取り組みが必要だと思っております。

当然、国の政省令を待たずとも、やれるべきことはやらなくてははいけないというふう

も思っておりまして、実際に、今年度は新たにHACCPを導入する上での導入支援のための講習会というのを新たに設けることを計画しておりまして、今後動く予定になっております。それぞれ菓子製造業や、惣菜製造業というような製造業あるいは小規模飲食店といった業態に応じた講習会を今年度に新たに設けて、事業者へのHACCPへの浸透を図ってまいりたいと思っております。

一方で、今、牧口委員がおっしゃったとおり、市民にもHACCPの考え方が浸透していくような努力も必要ということでございますので、今後、次期の食のまち推進計画でも、わかりやすい情報提供・情報発信を柱にしておりますので、そのような視点の中で、市民に対してもHACCPを浸透していきたいと考えております。

○池田会長 ぜひお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○佐々木委員 1点だけ、問題提起です。今、プラスチックの削減の問題がいろいろと報道になっておりますけれども、そもそもそのプラスチックの容器に関して、食品衛生面において、プラスチックは非常に機能として優れていますので、食品衛生的に人間が食べる上で非常に重要なものであると思います。

しかし、なぜか報道を見ていると、プラスチックが非常に悪者扱いをされる状況にあって、では、紙にしたらいいかなど、いろいろと調べましたが、プラスチックほど衛生的でコストが安いものはまだなかなか開発されていないのが実情だと思います。

ですから、子どもたちなど、一般の方々もそうだと思いますけれども、プラスチックのいい面と悪い面に関して、食品衛生という視点で考えたときに、プラスチックにどれだけのメリットがあるのか、デメリットはそういうところでしょうけれども、それは、どうやってそれを処理するかという問題なので、ちょっと別な話になると思うので、長い目で見てみたときに、プラスチックと付き合いしていく上で、食品衛生面においてプラスチックは、こういうふうに優れているということも、私は教えていったほうが良いと思います。そういう視点があってもいいと思いますので、ぜひご検討いただければなと思います。

○事務局（伊東食の安全推進課長） 食品の容器包装資材としては、軽く、輸送面においても優れている優位点があると思っておりますし、食品衛生法上は、容器包装の規格基準がありまして、安全面をクリアしていれば使用できるということで、そういう面では規格基準が定められている安全性の高い物であることも認識しております。

ですので、食品衛生部門から言うと、優良なものと言えるのかなと思いつつ、一方で、トータル的に最近の潮流を見ますと、SDGs、持続可能な社会など、環境面と言うと、海洋ごみの問題など、また、最近ストローを初め、プラスチックごみがクローズアップされているという社会全体のうねりの中でいくと、最近プラスチック容器は分が悪くなってきていると考えております。

そういう意味では、私も食品衛生サイドだけですと、プラスチックのメリットをいろいろとお伝えできると思いつつ、札幌市トータルの中で、環境行政も抱える中でいくと、そ

の辺はいろいろと調整をしなければなりません。今の委員のご意見も踏まえつつ、全体の流れの中で対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○池田会長 よろしく申し上げます。

ほかにないでしょうか。

○河原委員 この推進会議が次回は何月ぐらいを予定していますということを、毎回の会議の終わりに知らせていただければ助かります。よろしく申し上げます。

○池田会長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

3. その他

○池田会長 最後にその他がありますが、その他として何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 なければ、本日の議事はこれで終了させていただきます。

若干長引きましたが、円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（伊東食の安全推進課長） 皆様方には、長時間にわたりお疲れさまでございました。

また、本日は活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

我々行政だけでは気づかない点をこういった場でご意見、ご指摘いただくことで我々にとっても新たな視点が芽生えてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

河原委員からも最後にご指摘がございましたが、今後の会議の開催予定でございます。

今年度につきましては、あと1回、この会議を開催したいと考えております。時期的には、来年の1月の中旬以降を予定しております。開催日が近くなりましたら、皆様方の日程調整をさせていただきたいと思っております。

次回の議題につきましては、第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画案、第2次計画案の策定状況について、1月下旬ごろに大体どのぐらいででき上がりそうだというめどが立ちますので、その報告が一つです。二つ目としては、現在進めている安全・安心な食のまち推進事業の進捗状況と次年度の実施予定についてです。三つ目としては、毎年つくっていますが、令和2年度の食品衛生監視指導計画案がございまして、毎年どのように監視指導をやっていくのかという計画案の令和2年度版についてご説明する予定です。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。

以 上